

相談窓口

※相談方法は下記マークに記載しています。
※対面相談をご希望の場合は、事前に各相談窓口へお問い合わせください。

警察相談

☎ #9110 / ☎ 073-432-0110
日時: 毎日24時間

県民相談/交通事故相談

- ① 県民相談室 ☎ 073-441-2356
県交通事故相談所 ☎ 073-441-2359
- ② 西牟婁振興局 ☎ 0739-26-7903
- ③ 東牟婁振興局 ☎ 0735-21-9611
日時: 平日9:00~17:30
※振興局窓口は不定期
弁護士相談 [対面のみ]
日時: 要問合せ

消費生活相談

- ① 県消費生活センター(和歌山市)
☎ 073-433-1551
- ② 県消費生活センター 紀南支所(西牟婁振興局内) ☎ 0739-24-0999
日時: 平日9:00~17:00 (①②)
土日10:00~16:00 (①電話のみ)

発達障害者相談

県発達障害者支援センター ポラリス(和歌山市)
☎ 073-413-3200 FAX 073-413-3020
✉ polaris@jtw.zaq.ne.jp
日時: 平日10:00~12:00、13:00~16:00
(水曜は13:00~16:00のみ)

就職相談

わかやま就職支援センター(和歌山市)
☎ 073-421-8080
✉ info@hataracoode.com
はたらコーデわかやま
日時: 9:30~18:00(火曜・祝日除く)

医療安全相談

医療課(各保健所でも実施)
☎ 073-441-2611 FAX 073-424-0425
日時: 平日9:00~12:00、13:00~16:00
弁護士相談 [対面のみ]
日時: 要問合せ

心の健康相談

県精神保健福祉センター(和歌山市)
こころの電話 ☎ 073-435-5192
日時: 平日9:30~12:00、13:00~16:00
自殺防止相談「はあとライン」
☎ 0570-064-556
日時: 毎日24時間
ひきこもり相談「いっぽライン」
☎ 073-424-1713
日時: 平日9:00~17:45

労働相談

- ① 労働情報センター(和歌山市)
☎ 073-436-0735
日時: 火~金曜16:00~20:00
土・日曜10:00~16:00(祝日除く)
- ② 県労働委員会
労働委員会委員相談 [対面のみ]
☎ 073-441-3781
日時: 毎月第1・3水曜13:00~15:00

乳幼児きこえとことば相談

県聴覚障害者情報センター(和歌山市)
☎ 080-4882-8177 FAX 073-421-6411
✉ w.mimi.s@watyosyokyo.or.jp
日時: 平日9:00~17:45
※対面相談は各地域の保健センター等で実施。ご希望の方は市町村の担当保健師にお問合せください。

福祉の苦情相談

県福祉サービス運営適正化委員会(和歌山市)
☎ 073-435-5527 FAX 073-435-5584
✉ kujou@wakayamakenshakyo.or.jp
日時: 平日9:00~17:00

児童相談所全国共通ダイヤル

虐待対応 ☎ 189
相談専用 ☎ 0120-189-783
日時: 毎日24時間

子育て・親子関係相談

子ども家庭庁
親子のための相談LINE
日時: 平日10:00~20:00

若者総合相談

若者サポートステーション With You
① 和歌山市 ☎ 073-428-0874
② 橋本市 ☎ 0736-32-0874
③ 田辺市 ☎ 0739-24-0874
日時: 平日10:00~17:00
和歌山 With You

性暴力被害相談

わかやまmine(マイン) ☎ #8891
日時: 毎日24時間

外国人相談

県国際交流センター(和歌山市)
☎ 073-435-5240
✉ wa-world@wixas.or.jp
日本語・英語
日時: 10:00~16:00(水曜除く)
フィリピン語・中国語
日時: 月・木・土曜 10:00~16:00
ベトナム語
日時: 木・日曜 10:00~16:00

きいちゃん応援コラム



民生委員・児童委員

民生委員は、児童委員を兼務し、主任児童委員とともに、地域の方々が安心して暮らすことができるように見守り活動を行ったり、支援を必要とする住民の相談相手となって、行政や専門機関へつなぐ役割を担うなど幅広い活動をボランティアで行っています。近年、地域社会における交流機会が減少する中で、委員の活動に大きな期待が寄せられています。



和歌山県民生委員児童委員協議会 会長 松下明さん

やしがらみで教えてほしいワン！

普段からの声掛けや見守り活動を通じて、地域の方々とのつながりを大切にしています。これまで築いてきたつながりから、自分を頼りにして困りごとの相談や困っている人がいることを教えてくれたときは、地域との結びつきを実感することが出来ます。地域には、高齢者や障害のある人、子供や子育て中の人などさまざまな住民がおられ、課題を抱えた方も多くいます。そういった方々に寄り添い、心を開いてくれたときは、強くやりがいを感じます。

県民へのメッセージをお願いします！

私たちは地域からの信頼を得て選任され、厚生労働大臣の委嘱を受け、活動しています。今後も皆様の期待に応えられるよう取り組んでまいりますので、お困りごとがあればいつでも私たちにご相談ください。

委員活動に携わることで、地域の魅力を再発見し、地域に愛着を持つことが出来るようになると思います。活動にご興味のある方は、お住まいの市町村担当課へお問い合わせください。



登下校の見守り活動

民生委員・児童委員・主任児童委員について詳しくはこちらをご覧ください。



人権連載
気づき
こころの
部
落
差
別
の
な
い
社
会
の
実
現
に
向
け
て

問 人権政策課
☎ 073-441-2560
FAX 073-433-4540

部落差別(同和問題)とは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由にさまざまな差別を受けるといふ、我が国固有の人権問題です。

部落差別は今もなお発生しており、昨年には、同和関係者を差別し、生命・身体の安全を脅かす内容のメールが県に届くという事件が発生しました。県としては、捜査機関などと連携し、安全確保をはじめ差別事件への対応を行っています。このような行為は、人間の尊厳を傷つけるものであり、決して許されるものではありません。

私たち一人ひとりが部落差別は許されないと意識を持ち、自分自身の人権問題としてとらえ、みんなで差別や偏見のない社会を築いていきます。

広告

広告